



2026年5月14日

各 位

会社名 東プレ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山本 豊
(コード番号 5975 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 野田 貴之
(TEL 03-3271-0711)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年6月2日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 305,967株
(3) 処分価額	1株につき 2,433円
(4) 処分総額	744,417,711円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社ならびに当社子会社であるトプレック株式会社、東プレ東海株式会社および東プレ九州株式会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社をあわせて「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および海外居住者を除く。以下同じ。）ならびに執行役員（海外居住者を除く。以下、取締役とあわせて「取締役等」という。以下同じ。）を対象に、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、2017年3月期より導入している「役員報酬B I P信託」（以下「B I P信託」という。）を活用した役員向け業績連動型株式報酬制度継続について2026年5月14日開催の取締役会決議を受けております。なお、B I P信託の概要については、2026年5月14日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P信託の期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付要領に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 54,021,824 株に対し 0.57%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数 495,513 個に対する割合 0.62%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付要領に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月13日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 2,433 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の全ての監査役（3名にて構成。うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上